

参 考 資 料

土木學會誌 第十三卷第二號 昭和二年四月

佛 國 道 路 法 制 抄

會員 工 學 士 中 桐 春 太 郎

内 容 梗 概

ベルトー道路篇より抄譯し、佛國道路に關する法律敕令、閣令、省令中より土地建物等の收用並補償、工事計畫圖書、請負契約、土木局職員及傭人の職制、交通取締法令等を記述す、但近時の自動車に關する分に之を記するを得ざるを遺憾とす。

目 次

第一章 收 用	1
第二章 計畫圖書	4
第三章 請負契約	8
第四章 土木局職員及傭人	14
第五章 車馬交通取締法令	17

第 一 章 收 用

1. 計 畫 調 査

計畫調査をなすに當り私有地内に立入る時、處罰せらるゝを避けんが爲め地目、地番及期間を定めて知事の立入許可書を得るを要す。竹木障壁を害し又は休業をなさしむる時は知事は其補償をなすに充分なる方法を具すべきを命ずることを得、若し知事の許可を拒む時は之が審理を受けんが爲め主務大臣に上訴することを得、而して許可を與へたる後一切の事件は之を地方裁判所に移し、府縣參事會は單に參事院の依頼により争議に判決を與ふるを得るのみ。

2. 土地收用審査會

本會は一般の便否を慮りて之を招集す。計畫の要部即ち平面圖、斷面圖、工作物設計書等は之を起業地の知事、郡市長及町村長に提出す。一筆限丈量圖は1箇月乃至4箇月の間に所在町村長に提出すべし、而して土地森林鑛山の所有者及關係技術官の各1人を指名し9名乃至13名を以て委員會を組織す。委員會は5名以上の出席者あるにあらざれば成立せず。委員會は1箇月内に裁決を與へざるべからず、一村内の企業又は一村にのみ關係ある

村道ならば上記一切の手續を省略し單に調書を村會に進達す、若し上記の決定に不服あらば上告をなすを得。

3. 公益の告示

事業を遂行し得べき第一の條件は企業に要する土地を取得することゝす、而かも所有權不可侵なる原則ある故、土地の收用は例外の方法に出でざるべからず。公共の利益の爲に土地の所有者は國家に有用なる機關の創立を妨ぐるを得ず。然れども企業者も亦土地所有者の受くる損害を賠償せざるべからず、所有權の收用に就ては何時の時代に於ても多少訴訟の裁決を見ざるはなかりき。相互の利益に關し重大なる保障を與へたる最初の法律は 1807 年 9 月 16 日發布され補償に關し規定せり。1810 年 3 月 8 日の法律は一切の手續が正當に履行されしや否を檢査するの職權を裁判所に附與したり、1833 年 7 月の法律は陪審制度を採用して一大進歩をなし、更に之を改正せる 1841 年 5 月 3 日の法律の發布を見るに至れり、其後些少の改正をなしたり。1841 年 5 月 3 日の法律の第 3 條には各省、府縣、市町村又は特別の會社の起業に係る大なる土木工事、道路、運河、鐵道、修川、運河船舶渠、修船渠等は關稅、國稅又は公有地の讓與の有無に關せず法律により收用規定を適用して之を遂行し得べく、勅令は縣道運河及 20 000 米突以内の鐵道支線、橋梁及其他小工事の築造を特許することを規定せり。1852 年 12 月 25 日の元老院の決議書は是等實施の制限を著しく擴張し、公共事業は之を勅令により許可若くは特許することゝし、尙場合によりては國庫證券の如きを供託して工事を施行する事を得せしめたり。

4. 收用の判決

同法第 11 條によれば調書及附屬書類を案じ決定書に理由を具し、知事は收用すべき財産を決定し且收用の時期を示す。然れども委員會の意見により路線の變更をなす場合には知事は上級官廳の指示ある迄決定を猶豫す。此決定は肝要とす、何となれば此判決なきか又は承諾讓渡なき時は 1833 年 12 月 19 日の法律により裁判所は審査會の指示を拒み得ればなり。同法第 3 章には土地及其附屬物の收用並に優先權、質權、其他の物權の收用に關し規定せり。未丁年者、禁治產者、失踪者其他無能力者の財産及婚嫁資産、世襲財産に關しては代理人が協定するの權を有すと雖も裁判所は保存又は買替を命ずる事あるべし、知事は府縣會の決議を経て府縣有財産を、市町村長は市町村會の決議を経て市町村有財産又は公有物を讓渡する事を得。大藏大臣は國有財産の讓渡を承諾する事を得、土地所有者と協定に至らざる時は知事は之を所轄區裁判所の檢事に移し、檢事は之を 3 日以内に起訴し、裁判官は縣の判決に示せる土地又は營造物を公益の爲に收用する事を宣言す。判決の要旨は市町村に於て之を掲示し、日誌を掲記し、關係者に通達し、質權は之を登記所にて 15 日以内に登録簿に登録するものとす。本判決は管轄違越權又は形式上の違法あるにあらざれば之に對し控訴するを得

す。

5. 補 償

判決の通達を受けてより 8 日以内に土地所有者は行政廳に對し借地人、借家人、地役權者其他の關係者及要する損失補償額を申出づべし、當該行政廳は關係者に補償總額及 15 日以内に之を受取るべき事を通達す、而して之を肯んぜざる時は其要求する總額を申出でしむ。但此猶豫期間は 府縣市町村公法人嫁資永存法により 婦人には 1 箇月間とす、補償額を決定する爲めの特別の審査委員及其他の事に關しては毎年府縣會開會中に各郡に其選舉人名簿中郡内居住者より 36 乃至 72 名の審査委員を任命し、次で補償額の事を決定せしむ、但メーヌ州の審査委員は之を 600 名とす、特別審査會が上告を受けたる時は收用地の郡市區を管轄する裁判所に於て審査員 16 名、補充員 4 人を以て審査會を開く。關係人は審査員に撰任する事を得ず。審査會は地方裁判所長を以て議長とし之を公開し關係人若くば其代理人は傍聽する事を得、豫審終結すれば審査員は一應退廳し評定室に於て其内 1 人を議長とし投票により多數を以て補償額を決定す。可否同數なるときは議長之を決す。裁定補償額は行政廳の申出額より減ずるを得ず、又要求額を超ゆる事を得ず。審査會の裁決書は委員之に調印したる上管轄行政廳に送付し、第 53 條、第 54 條により之を執行せしむ。審査會の決定書は上告によるにあらざれば之を破棄するを得ず、上告は裁決の日より 15 日以内に之を爲す事を得、裁決書が破棄さるときは新審査會に移して更に裁決せしむ、審査の裁決に不服あるときは裁判確定迄裁定補償額を供託すべし、家屋の一部を收用せんとする時所有者の請求あらば全部の買収をなすべし、一筆の土地の一部を收用せんとする時、全面積の 1/4 より少なき時と雖も隣接せる所有地なく、且殘地が 10 アールより少なき時は特別の補償をなすべし、補償に際しては工事の施行により土地の價格に増加を來す事を考慮せざるべからず、審査會に於て決定されたる補償金は所有權取得前關係人に支拂ふべし、若し其受領を拒む時は供託金提出後所有權を取得するものとす、國又は府縣の工事なる時は審査會の決定したる補償額に相當したる支拂切手を供託す、此支拂切手は指定したる金庫に於て支拂を受くる爲め支拂人の檢印したる支拂命令官之を交付す、收用地が買入となり或は關係者間に於て受授の故障ある時は、行政廳は民法の規定により關係者の間に分配をなさしむ、關係者は 6 箇月以内に申出づるにあらざれば分配に預るを得ず、土地又は建物の取得が緊急を要する時は特に緊急命令を以て之を公布す、裁判所は所有者の要求する價額及行政廳の提出する價額により供託すべき價額を決定し、大統領は所有權の取得と價額の供託とを命令す、供託金には 2 箇年内 5 朱の利を附す、所有權取得後補償額を決定す、此決定額が供託金より超過する時は 15 日以内に追加供託せざるべからず。

6. 町村道

町村道に關する手續は前述の者より大に簡易にして審査員の如きも減じて4人とす。單に町村道の幅擴げにして建造物に關せざる時は手續尙省略せらる、町村長又は道路主事は協議買収をなし町村會の承認を求むべく、若し協議成立せざる時は郡長及區裁判所判事は所有者の指定したる鑑定人の報告により補償額を決定す、此決定は破棄するを得ず。

7. 工事材料の取得

公共營造物の材料として土材を必要とする事は避くべからず、此事は久しき以前より問題となり 1807 年 7 月 16 日の法律に次の如く補償の方法を規定せり、路線或は公共營造物の爲め材料の取得に必要な土地は路線敷地と同じく收用する事を得、材料は時價により評價する事を要す、企業者は書留郵便を以て少くも着手の 10 日前に所有者及町村長に通知すべし、果樹又は植林を伐採する事を要するときは法により見積書が調製さるゝ迄企業者は事業に着手するを得ず。補償金の全部又は一部の評價は企業者及所有者の合意ならざるべからず、行政廳の起業なる時は技師及知事の指名したる鑑定人が價格調書を作製す。

8. 石坑の開掘

森林中には開坑を許すと雖も住家附近は之を禁ず、開坑するには樹枝又は鐵線を以て垣を造るべし、森林に於て開坑をなすときは國有林ならば大林區署長の許可を得るを要す、海上に於て開掘する時は知事の許可を得べし、此時知事は要塞司令官又は鎮守府司令長官の同意を得るを要す。

第二章 計畫圖書

1. 起工順序

行政廳に於て路線を決定したる時は技師又は郡の道路管理職員をして其調書を作らしむ、此調書は技師長又は道路主事の承認を経て土木會議、府縣會若くは市町村會に送付し、關係市町村の意見を徴し以て工事に着手す。

2. 1850 年 1 月 14 日告示

此告示は土木局技師が行政廳に提出すべき確定計畫又は豫定計畫を調製するに際し適用すべき綱目を定めたり、上級官廳の認可又は許可を受くるにも亦之に依るを要す、又是等は國府縣郡市町村の工事にも適用す、即ち其綱目次の如し。

1° 豫定計畫

之を表示すれば次の如し。

(1) 調製すべき圖面

圖面の縮尺

備考
(後に示す所の遵守すべき規定)

(a) 地圖の寫	隨 意	1
(b) 一般平面圖	$\frac{1}{1000}$, $\frac{1}{2000}$, $\frac{1}{2500}$, $\frac{1}{5000}$, 或は $\frac{1}{10000}$	
但成るべく地籍圖の縮尺と同様たるべし		
(c) 縦斷面圖		7
長さ	平面圖と同じ	
高さ	長さの 10 倍大	
(d) 横斷面圖	縦横 $\frac{1}{200}$	13
(e) 標準構造物圖面		
寸法 100 米を超へざる時	$\frac{1}{100}$ 但時宜により細分圖は倍數大	
100 米を超ゆる時	$\frac{1}{200}$	

(2) 調 書

- (a) 豫定計畫説明書
- (b) 土工及工作物數量概算表
- (c) 工費概算書及費目別計算書
- (d) 1 年間往復すべき荷物表
- (e) 明 細 書

2° 實 施 計 畫

(1) 圖面種類	其 縮 尺	遵守すべき規定
(a) 平 面 圖	$\frac{1}{1000}$, $\frac{1}{2000}$, $\frac{1}{2500}$, $\frac{1}{5000}$, $\frac{1}{10000}$	15
但成るべく地籍圖の縮尺と同様たるべし		
(b) 縦斷面圖		19
長さ	平面圖と同様	
高さ	長さの 10 倍大	
(c) 横斷面圖	縦横 $\frac{1}{200}$	20

(d) 工作物圖 21

寸法 25^m を超へざる時 $\frac{1}{50}$ 25^m~100^m の時 $\frac{1}{100}$ 100^m を超ゆる時 $\frac{1}{200}$

閘門, 廻旋橋, 鐵道及木材又は金屬を用ゆる工事

 $\frac{1}{20} \sim \frac{1}{5}$

(2) 調 書

(a) 計畫説明書

(b) 工事仕様書 26

(c) 豫定寸法

(d) 一位代價表

(e) 工費計算書

(f) 補償物件表

(g) 明細書 27

(h) 町村別用地平面圖 $\frac{1}{200}$ 28

遵守すべき規定は次の如し。

1. 地形は圖上に同高線或は簞狀線或は彩色にて示すべし、而して括弧内に 山頂又は溪底の海面上の高さを記入すべし、地圖は陸軍省印行のものたらざるべからず、若し海面上に計畫する時は海軍省出版の海圖を用ひ海の深淺を記入するを要す。

2. 地形圖及實測平面圖には方位を記入すべし。

3. 水路の流れの方向を矢を以て示すべし。

4. 平面と高低とを完全に一致せしむる爲め縦斷面圖の重なる點、阪路の麓及頂上、三角點等を記入すべし。

5. 洪水を受くる原野にありては平面圖に其氾濫區域を示すべし、川流又は河岸を改良する工事ならば溪谷及河岸洪水の及ぶ區域を記し、且水流の概念を與ふる様上下流に亘り廣く地形を示すべし。

6. 路線が運河及鐵道に關係ある時は中心線の左右併せて 1 料に亘り廣く地形を取り以て路線の方向を定めたる理由を知るに充分ならしむべし。

7. 高低は成るべく平均海面より起算すべし。

8. 縦断面に於ては縦断面圖の紙線に並行して 2 線を畫し、一は兩接續地點の高低、他は原點よりの距離を記すべし。路線が鐵道なる時は第三線に阪路の勾配を記し、可航河ならば兩工作物間の距離を記すべし。鐵道にありては第 4 線に曲半徑を記し又縦断面圖には市町村名を記すべし。
9. 縦断面圖に於て距離は起點を 0 とし各料毎に羅馬數字を記入し、料の分數は亞拉比亞數字を記すべし、中途に於て別の縦斷を要する時は a, b, c 等の符號を用ひ、出來得べき丈平面圖との關係を詳記すべし。
10. 地物は墨書すべし、計畫線は赤色を用ゆべし、盛土は赤、切取は黄にて彩色すべし、切取は地盤線の上に、盛土は其上に共に赤を以て記すべし。
11. 橋梁、水門、水道其他の工作物は縦断面圖に記入し、水の高低は青色にて記入すべし、路線は可航路ならば河及舟曳道の高さをも示すべし、港灣又は海中工事の場合には水の流否及深淺を記すべし。
12. 多くの路線を比較する時には一葉の紙中に之を重なる様記入し、彩色は平面圖のものと一致せしむべし。
13. 横断面圖は少くも必要の用地幅の 2 倍を取るべし、其記號は縦断面圖のものと一致せしむべし、高低は平面圖と對照に便ならしむべし、横断面の水中にあるもの又は水中に没すべき部分は青線を以て記入し、其他は平面圖と色彩を一様にすべし、川床又は河床に施行するときは洪水區域迄其高低を記入すべし。
14. 圖面には凡て符號を記入すべし、河又は海の水準は青線又は青字を以てし、海水面に就ては春分、秋分及普通水面を記すべし。
15. 地形は平面圖中に同高線、裝狀線又は色彩を以て示すべし。(以下實施計畫に關す)
16. 平面圖には方位及水流の方向を記入すべし。
17. 平面圖は精密に縦断面圖と對照し得る様にし、曲半徑又は直線との觸接點其他數字を記入すべし。
18. 平面圖には谷を記し洪水氾濫區域を示すべし。
19. 第 7, 8, 9, 10, 11 に述べたる如く切取、川床、橋梁及低水工事にありては深淺高低を記入すべし。
20. 運河、鐵道は第 13 に述べたると同様にすべし。
21. 工事の基礎工は數字其他適當の色彩を以て示し其性質と厚さを記すべし。
22. 河又は海の深淺は青色の線又は記號にて記入すべし。
23. 工作物の記號と高さとは平面圖に記入し又必要なる寸法は之を記入すべし、例へば橋梁、暗渠には徑間擁壁の高さ、橋梁の厚さ、拱石の厚さ、小壁の高さ及厚さ、歩道の幅の如く

間門には其大き、長さ、扉の寸法、壁の高さ等の如し。

24. 機械等の諸設備は立面圖と断面圖とを要す。

25. 第 2, 3, 4, 5 の如きは官廳の指示し従ふべし、但其方式は各府縣變更なく増減なく皆一様なり。

26. 設計圖は仕様書と一致すべし。

27. 設計圖には明細書記入のものと同様の數字を用ゆべし。

28. 丈量圖は各 1 枚の續きたる紙に記すべく、角點の如きも兩線交會せしめ實地に於て其地點を見出し易からしむべし。

29. 丈量圖には所有者名及土地臺帳の番號を記入し、又補償表と對照し易からしむるため赤色にて番號を附すべし。

30. 平面圖には所有者、小作人、借家人の名等を記入すべし。

31. 平面圖、高低圖には道路、運河、鐵道又は河名を記入すべし。

32. 平面圖には探索し易からしめんが爲め、工事をなす場所又は高低圖起點は市よりの距離を記入し其終點にも亦此の如くすべし。

33. 平面圖には重なる市町村、家屋、道路、水流、工作物及鐵道線等を示すべし。又出來得る限り人口を記入すべし。

34. 方言を用ゆることを避くべし、然れども若し用ゆる時は其譯語を附すべし。

35. 文字は読み易き様に書くべし。平面圖及高低圖記入の數字亦然り、細字は其高さ 2 耗以下なるべからず。

36. 縮尺は平面圖及高低圖中に示し且つ例へば縮尺 1 米を $0.005 \left(\frac{1}{200} \right)$ とすと現はす。

37. 平面圖、高低圖及設計圖は出來得る限り裏打をなすべし。

38. 平面圖、高低圖、設計圖及諸表は必ず高さ 0.31、幅 0.21 米の紙に記すべし。

39. 平面圖、高低圖、設計圖等は必ず同寸法に折り疊むべし。

40. 名稱、表題又は縮尺は平面圖、高低圖及設計圖の第一葉に必ず記入すべし。

41. 技師は次の方式により署名すべし。技師、技師補の調製したるものには自ら署名すべし。技師長又は技師長の職を行ふ者の檢閲したるものは其旨を記し署名すべし。

42. 計畫者の職と姓名とを手記すべし。

43. 文官及武官たる技師に對し講演したる筆記には平面圖、高低圖又は設計圖の寫しを添へ、其講義筆記を工部大臣が認可したる日付及名稱を附記すべし。

第三章 請負契約

1. 1866 年 11 月 16 日發布契約條件

1° 總 則

土木局及所屬官署の工事施行に關する契約は双方合意の上次の條項を適用す。

2° 入札加入の資格

工事を完全に成就したる證明書を提出せざれば入札に加はるを得ず、契約は入札施行の日より 8 日以内に締結す。

3° 資格證明

資格證明は技師之を交付す、證明書には行政廳公私法人或は私人に對し過去 10 箇年内に入札者が能く契約を履行したることを記載するを要し、此證明は 3 箇年間有效とす、此證明書は直接又は郵便にて 8 日以前に技師長に提出すべし、但鋪石道の修繕又は 20 000 フランを超過せざる工事には資格證明書を要せず。

4° 保 證 金

保證金は見積金額の 1/30 にして現金又は記名公債を以てすべし、入札保證金は落札人の契約保證金に充當し工事完了迄之を保留す、但請負期間内と雖も知事の見込により保證金の一部又は全部を還付することを得。

5° 契約の裁可

知事の裁可を受くるにあらざれば契約は有效ならず、其裁可を得ずとも損害賠償を請求することを得ず。

6° 起業者に交付すべき文書

落札と決定したるときは知事は領收書を徴して請負人に主任技師の認めたる設計書、仕様書及工費明細書を下付す。且設計圖其他施行に必要な明細圖の寫を交付す。

7° 契約費用

契約費用は之を金庫に納入すべし。入札費用は廣告、仕様書、單價表、工費明細書、入札人心得書の費用及登記手数料より多からざるべし。

8° 請 負 人 の 住 所

請負人は工事場所附近に住し其居所に契約裁可後 15 日以内に知事に届出づべし。

9° 許可を受けざる下請の禁止

官廳の許可なくして下請をなしたる時は契約を取消す、許可を受けたる下請人は落札者と同様の義務を有す。

10° 施 工 順 序

請負人は技師の命を受け直に工事に着手すべし、工事は平面圖、斷面圖、細分圖、施工順序又は技師若くは掛員の示したる模型に従ひ嚴正に之を執行すべし、施工中設計變更を技師よ

り文書を以て命ぜらるゝ時は之に従ひ施工すべし。但文書の命令を證憑として工費計算をなすものとす。

11° 休工規定

日曜日及祭日に工事をなすことを禁ず、但緊急を要するものは此限にあらず。

12° 工場へ出頭

工事施行中請負人は技師の許可を得て代理人を置く場合の外工場を離るゝ事を得ず、請負人は技師の巡回する時は同行すべし。

13° 手代、職工長、人夫の撰擇

請負人の手代及職工長は工事の施行に堪能なるを要す、手代又は人夫が命令に従はず、任務に堪へず或は誠實ならざる時は、技師は請負人をして之を交換又は解僱せしむる事を得、請負人は代理者又は人夫の材料の供給及使用に關し詐偽又は不正行爲に對し責任を有す。

14° 出役帳

工事の分量に應じ人夫の數は適當なるを要す、出役帳は技師の要求の都度提出すべし。

15° 勞金の支拂

請負人は 1 箇月毎に、或は行政廳が必要と認むる時は 1 箇月以内に勞金の支拂をなすべし、支拂が延滞する時は官廳は請負人に支拂ふべき工費内を以て勞金の支拂をなす事を得。

16° 負傷又は疾病の場合人夫の救助金

人夫が工事のため負傷し又は疾病に罹りたる時は請負人は給料の 1/100 を支出し、又は寡婦、孤兒を救助せざるべからず、救助金の支出なき時は此 1/100 の積立金の一部は工事の竣成に際し請負人に返付す。

17° 内渡金

請負金總額の内渡金をなす必要ある時は工具及器械代を内渡金額内に含むものとす。

18° 工具及需品

仕様書記載以外に請負人は其費用を以て貯藏所、車輛工具等を供給せざるべからず、又請負人は工事上必要なる道路及之に關する補償、水繩、杭、標竿、點燈等をなすを要す。

19° 仕様書に指定したる石坑

請負人は其費用を以て便宜材料を購入加工するを要す。石坑開掘前請負人は法律の規定により所有者と協議せざるべからず。請負人は官廳に依頼する事なく自ら法律規則に従ひ材料の取得、運搬、貯藏をなすを要す。森林中の材料を要する時は森林法第 45 條及施行規則第 172 條、第 173 條、第 175 條に準據すべし。

20° 請負人申出の石坑

仕様書に指定せる以外の場所に於て材料を採掘せんとする時は、材料の品質同等以上なる事に就て技師の認定を得ざるべからず、此場合には契約工費を増減せず。

21° 指定したる石坑より採掘したる材料の賣買禁止

官廳の指定したる石坑より採掘したる材料は所有者の許可なくして賣買するを得ず。

22° 材料の品質

材料は品質上等にして技術上完全に加工せらるゝものなるを要す、技師又は係員の検査を受くるにあらざれば使用するを得ず、検査せりと雖も工事竣工に至るまでは粗悪又は不合格の材料は之を拒絶し他の良品と取換ふべし。

23° 材料及工事の寸法形狀

請負人は自ら計畫の變更をなすを得ずと雖も、仕様に適合せざるときは技師の命に従ひ直に材料の取換或は工事の改造をなすべし、但變更が工事の堅牢及雅致に反せざる限りは技師は之を認可することを得べしと雖堅牢又は優良の故を以て契約工費を増すことを得ず然れども脆弱又は粗悪なる時は契約工費を減ずべし。

24° 従來の工事の破壊

請負人が従來の工事を破壊したる時は之を復舊するを要す。

25° 開掘工事中の發見物

行政廳は其所屬の地所より發掘したる物品の所有權を有す、此場合には請負人は補償を受くることを得ず。

26° 夫役及新舊材料の使用

材料を行政廳より支給する時は工作料を請負人に支拂ひ、其材料の代價を明細書により請負金より減殺す。

27° 工作の缺點

技師が工作に缺點ありと認むる時は工事中改造を命ず、此検査に要する費用は工事に不正ありたる時は請負人の負擔とす。

28° 破損及不可抗力

請負人の怠慢豫知し得ざること及不正に原因する損害に就ては請負人は補償を受くることを得ず。然れども不可抗力の場合には請負人は10日以内に延期を求むることを得、10日を過ぐる時は延期を願出づることを得ず。

29° 豫期せざる工作物の費用

豫期せざる工作物の施行又は材料の使用を要する時は、其工費又は代價は類似の工事に於ける明細書の單價により決定す、此工費又は代價に就き請負人と技師との意見が合致せざる

時は行政廳の所定に従ふ、請負人若し之に服せざる時は府縣會の判定を受くることを得。

30° 工事の分量の増加

契約より工事の分量増すこと $1/6$ 以上なる時は請負人は契約の解除を求むることを得。

31° 工事の分量の減少

工事の分量減少するも契約高の $1/6$ より減ずることを得ず、之を超過する時は請負人は賠償を求むることを得、之に關する争議は府縣會に於て裁決す。

32° 工事の變更

工事の變更を命ぜられたる時は工費明細書により工費の増減をなすものとす。

33° 代金の變更

工事の分量増加し最初の見積額より工費 $1/6$ を超過する時は請負人は解約を請求する事を得。

34° 工事の中止又は延期

工事の中止を命ぜらるゝ時は請負人は之を解除す、又は官廳より1箇年以上工事の延期を命ぜらるゝ時、工事に既に着手せる場合には損害賠償を得て解約を請求する事を得。

35° 強制方法

請負人が仕様書の條項に従はず、又は技師の命じたる工事順序に従はざる時は6日以内の猶豫を與へて之に適合せしむる爲め知事は強制命令を發す、期限満了に至り請負人尙此命に服せざる時は官廳之が施工をなし、更に強制徵收命令を發する事を得。

36° 請負人の死去

請負人死亡したる時、相続人が事業を繼續するにあらざれば解約す。

37° 請負人の破産

請負人破産の場合には債權者が事業を繼承するにあらざれば解約す。

38° 計算の基礎

仕様書に特約の規定なくんば實際施行したる工事により、請負工事明細書の單價を以て工費の計算をなす。

39° 功 程 表

工事の進捗に従ひ現場主任は請負人の面前に於て功程表を調製し請負人をして署名せしむ、請負人之を拒む時は6日間の猶豫を與へて其理由書を提出せしむ、6日を過ぎ之を提出せざる時は其調書を作り技師に調書と共に功程表を提出す。

40° 毎月の差引金

請負人に内渡をなす爲め毎月末に竣工したる工事の既成部分と其金額との差引をなす。

41° 毎年の差引金

毎年の終りに第 39 條の如く進行工事の差引をなす、但署名をなさざる場合、猶豫期間 20 日とす。

42° 契約工費の變更

請負人は何等口實を以てするも契約工費を變ずるを得ず。

43° 材料の取戻

第 34 條及第 36 條により解約したる時は、工具其他諸設備は請負人と協議の上又は鑑定人の申立により國の所有に歸せしむる事を得。

44° 工費内渡

工費は毎月成るべく急速に支拂をなす。但其 1/10 及勞働者共濟金 1/100 は之を保留す、材料費は其 4/5 の支拂をなす。

45° 繰下金の最高額

契約保證金として 1/10 が適當と認むる時は、必要に應じ最大限度保留額を引下ぐる事を得。

46° 假受金

竣工したる時は技師は請負人を出頭せしめ調書により假拂の手續をなす事を得。

47° 精算拂

保存期限滿了に至れば請負金額の精算拂をなす。但保存期限は 6 箇月とす。

48° 保留金の支拂

精算拂を受け且第 19 條の義務を履行したる時は請負人は 1/10 の保留金の下戻を受くるを得。

49° 支拂延滞利子

工事施行中支拂延滞の故を以て請負人は利子を請求するを得ず、然れども精算拂を受くべき後 3 箇月延滞し、尙支拂を受けざる時は 3 箇月の滿了後は利子を受くることを得。

50° 技師長の裁決

工事中技師と請負人との間に争論起りたる時は之を技師長に報告し其裁決を求む、此場合には第 22 條、第 23 條第 2 項、第 27 條第 1 項により技師は請負人と立會の上 24 時間内に調書を作製すべし。

51° 行政廳の裁決

技師長と請負人との意見合致せざる時は意見を知事に具申し其裁決を求む、3 箇月を経て尙決せざる時は請負人は裁判所に出訴することを得。

52° 争論の判決

初期共和第 8 年兩月 (1 月 21 日より 2 月 18 日まで) 28 日の法律により官廳と請負人間の争議は地方裁判所又は行政裁判所に出訴することを得。

第四章 土木局職員及傭人

1. 土木局技術官

ジュリーは王國の道路に従事する者を連合したる首唱者にして是より 20 年後 コルベールは公共工事の發展を圖りたること顯著なりしが、攝政時代に至り 1716 年 2 月 1 日土木技師を以て土木協會を創立したり、1750 年有名はるペロネーは土木學校を起し土木學會を創立せり、此學會は遂に 1793 年創立の工藝學校と間もなく合併して盛大を致せり、1850 年に至り土木技師も試験の上土木學會に加入せしむることゝなれり、1851 年 10 月 13 日の勅令に依り土木團體の組織を規定せり。即ち次の如し。

2. 土木局勤務区分

1° 土木局吏員の勤務は經常、臨時、出仕の 3 様に区分す。

2° 經常勤務は一般、特別、庶務の 3 に区分す、一般勤務のものは各府縣に於ける經常土木工事の掌理及施行に任ず、特別勤務のものは府縣以外の工事の掌理及施行に任ず、庶務勤務のものは土木會議の幹事、地籍圖、平面圖の保管、科學上及中央政府の諸事業其他前兩勤務の豫算に含まれざる公共工事に任ず。

3° 臨時勤務のものは鐵道、運河、海工事等の如き經常部に屬せざる大工事に任じ、之を完成して經常勤務に復す。

4° 出仕勤務のものは公共工事の豫算表に含まざれども必然土木團體を要するもの、例へば軍事殖民地及アルゼリーに關する工事、巴里の水中工事及敷石工事、オルレアン、ローヌ及ミヂー運河等の工事の掌理及施行是なり、又工藝學校其他官立學校の教授となること等も亦此勤務に屬す。

3. 階級、分限、給與等

5° 土木局技師の階級は總技監、地方技監、技師長、技師、技師試補の 5 とす。更に技師長を 2 等に、技師及技師試補を 3 等に区分す。

6° 土木局技師は俸給の外に移轉料、旅費其他の手當を受く。

7° 員外技師の勤務は經常、臨時、出仕及非職の 4 とす。其經常勤務は教令によるにあらざれば之を變更するを得ず、臨時勤務は臨時工事の豫算と工務の都合とにより工部大臣之を變更することを得、出仕勤務は必要に應じ工部大臣之を變更す、非職は現教令に従ふて現職外は一切の技師に適用す。

8° 技師試補は工藝學校規則に適合し工藝學校を卒業する迄勤務を繼續す。

9° 經常部の三等技師は學業を終了し且工科大學の規定により土木局に採用するに充分なる技師試補又は技師團に加入し得べき 1856 年 11 月 30 日の法律の規定に適合する技手より之を任命又は進級せしむ、二等技師は三等技師として 2 箇年以上勤務したる者より、一等技師は二等技師として 2 箇年以上勤務したる者より採用す。

10° 二等技師長は 2 箇年以上一等技師として勤務するにあらざれば、一等技師長は 3 箇年以上二等技師長として勤務するにあらざれば進級するを得ず。

11° 3 箇年以上一等技師長として勤務したる者にあらざれば地方技監たるを得ず。

12° 4 箇年以上地方技監たりし者にあらざれば總技監たることを得ず。

13° 各官は工部大臣の上申により共和國大統領之を任命し、進級は工部大臣之を専行す。

14° 河海工事及軍港内の土木工事の執行は土木局總技監に協議するを要す。

15° 土木局技師の分限は現職、待命、非職、停職の 4 とす。

16° 經常部技師及出仕技師は之を現職者とす。現職者は官等及官職相當の待遇、俸級及給與を受く。

17° 待命は工部大臣之を命じ、疾病にして 3 箇月以上缺勤したる者に之を命ず、非職技師は官等相當俸給のみの半額を受け他の給與を受くるを得ず。但待命者は復職する迄俸給の $\frac{2}{3}$ を受く。

18° 休職は會社又は外國に勤務する場合、若くば其他の原因により技師より出願する時は工部大臣之を命ず。休職者は俸給を受くるを得ず、休職期間 5 箇年以内ならば恩給年限に算入し、又は進級することを得、5 箇年を経過すれば之を員外とし進級又は恩給の權利を有せず。

19° 停職は工部大臣之を命ず。停職中は俸給を受くるを得ずと雖も時々現職俸給の $\frac{2}{5}$ を受くることあるべし。停職者は進級することを得ず、但恩給の權利を有す。

20° 恩給の權利は年金基金を拂込み、其額現職中の俸給額に達するにあらざれば非職、休職、停職中の技師之を保有せず。

21° 一時の賜暇は 3 箇月を超過するを得ず。技師長の場合には知事の上申により工部大臣之を許可す、10 日以内ならば技師長及技師の場合共に知事之を専行す。

22° 許可又は賜暇の期限を超過し又は指定期間内に復職せざる技師は、其缺勤の期間内俸給を停止す、而して 3 箇月を超へて尙職務に就かざる者は之を退職せしむ。

23° 免職、退職、停年、退官の場合には員外に出でたるものとす。

24° 免職は土木局評議員會の議を経、工部大臣の上申により大統領之を命ず、免職者は恩給を受くることを得ず。

25° 大統領の許可を得る迄は辭職者も職務を空ふるを得ず、辭職者は恩給を受けず。

- 26° 土木局技師は辭職する念慮を以て公共工事の請負人又は其讓受人たることを得ず。
- 27° 退職は工部大臣の上申により大統領を之を命ず。
- 28° 30 年間在職の者は停年退職をなすを得。
- 29° 60 歳以上の技師, 62 歳以上の技師長, 65 歳以上の地方技監, 70 歳以上の總技監は停年退職の權利を有す。
- 30° 土木局技手は工部大臣之を任命す。
- 31° 技手は主任技手一級, 二級, 三級, 四級技手及技手補の 6 に區分す。
- 32° 工事の必要と性質とにより技師長に附屬する技手の數は省令を以て之を定む, 地方技師に配屬せしむべき技手の數及其駐在所は工事の必要に應じ技師長之を定む。
- 33° 技手補は資格試験により之を採用す, 試験科目は書方, 佛語大意, 算術, 對數, 代數初歩, 幾何初歩, 力學初歩, 平面三角術, 幾何畫法初歩, 圖式力學及水彩畫, 平面圖及高低圖, 土坪算出法及工事施行法等とす。志願者は 20 歳以上 30 歳以下とす, 但退職軍人及 12 年以上道路雇として勤務したるものは 35 歳迄とす。
- 34° 四級技手は技師長の上申により地方技監認定の適任證書を有し, 技手補として 2 箇年以上勤務したる者より採用す。三級技手は四級技手として 2 箇年以上, 二級技手は三級技手として 2 箇年以上, 一級技手は二級技手として 3 箇年以上勤務したる者より採用す, 主任技手は一級技手として 3 箇年以上勤務したる者の内より拔擢によりて昇進せしむるものとす。
- 35° 技師の分限及賜暇に關する規定は之を技手にも適用す。
- 56° 技手の辭職, 退職, 待命は大臣之を命ず, 退職は技師長の報告により地方技監の上申を経て之をなす, 技手及技手補を員外に出だすには用務の必要と豫算とにより大臣之を執行す。
- 37° 四級及三級技手並びに鑛山監守は 61 歳, 二級及一級並びに鑛山監守は 63 歳, 主任技手及鑛山監守長は 65 歳に至れば停年退職するを得。
- 38° 府縣道修繕に従事する技手は出仕官と見做す。
- 39° 雇員は工部大臣之を任命す。
- 40° 雇員は技手に屬し工事の監督に従事す, 之を一級乃至五級に區分し, 豫算の範圍内に於て工部大臣其定員を定む。
- 41° 大學得業生 (一年修業), 二年生又は技手の資格を有する者は無試験にて採用することを得, 但年齢は 16 歳以上 28 歳以下たるべし, 軍人なれば 32 歳乃至 37 歳とす, 雇員候補者が 21 歳以下なる時は 2 箇年, 21 歳以上なる時は 1 箇年間見習に従事す, 見習中は俸を給受けずして手當を受く, 見習を終れば四級雇員として任命す, 三級雇員は四級雇員とし

て 3 箇年以上勤務したる者及技手候補者中より採用す、二級雇員は 5 箇年以上三級雇員として、一般雇員は 7 箇年以上二級雇員として勤務したる者より昇進せしむ、用務結了に至れば之を非職として俸給の $\frac{2}{3}$ を給す、3 箇月以上疾病にて欠勤する時は休職として俸給の半額を給す、退職給與金は 2 箇月分とす、待命中は無給とし或は $\frac{2}{5}$ を給す、停年退職は大 臣之を命ず、但停年退職及待命には地方技監の上申を要す。

42° 下級技術職員即ち傭人たる道路修繕工夫長及工夫の業務は道路小修繕なり。

43° 道路管理事務職員は國道、府縣道にありては知事の指揮に従ひ、市町村道にありては市町村長の指揮に従ひ道路修繕用務に服す、道路管理職員は組合をなさずして團體の權を認められず、單に知事により任命せらるゝを以て、一縣より他縣に轉勤するには別段の規定に依るにあらず、其種類階級は府縣所在地の主事、郡の書記及町村の書記のみとす。其俸級は府縣會に於て議決し、従つて各府縣一樣ならず、管理職員は違警罪又は輕罪に関する調書を作り告發することを得、知事は技手採用試験と略同様のものを課し其任用試験をなす、或府縣に於ては之を置かずして土木局雇員を以て之に充つることあり、此場合には技師長は主事の職務を行ひ、技師は郡の書記の、技手は町村の書記の職務を執行す。

第五章 車馬交通取締法令

1. 交通取締法

1° 乗客及荷物を運送する車輛は國道、府縣道及郡道に於ては重量又は輪鐵の幅に對し何等制限を受くことなし。

2° 公益の爲め次の如く規定す。

(1) 一般の車輛に對し

- I 車轂の形狀、車軸の最大長及轂より突出せる軸端の最大長。
- II 車輪の輪鐵の形狀。
- III 輪鐵の絞釘の形狀。
- IV 第 3 條の鑑札の位置及寸法の規定。
- V 道路の保安又は自由なる運行に充分なる馬數の最大限。
- VI 雪解の際當分往復を規律する方法及吊橋に對する保護。

(2) 乗客を輸送せざる車輛に對し

- I 積荷の幅。
- II 馬の頸圈の突出。
- III 制輪の方法。
- IV 同一行列に入るべき車輛の數、一行列と他行列との間隔、各行列の嚮導に要する馭者の數。

V 路上停車の時遵守すべき警察的準則及他車を避け又は追越す時守るべき規定。但小作人の居所より原野に、又は原野より小作人の居所又は市場に收穫物を運搬する農用車には積荷の幅の制限を免除す。

(3) 驛車に對し

I 車輛の堅實と安固とに關する條件。

II 積荷嚮導、制輪の方法。

III 搭載人員。

IV 驛舎の警察。

V 他車を避け又は追越す時に車掌、馭者等の注意すべき警察上の手續。

3° 國道、府縣道、郡道を通行する車輛は第 2 條第 1 項第 4 號 (2° の IV) に従ひ施行規則に規定したる雛形に準じたる鑑札を有せざるべからず。但次のものは本條の限にあらず

I 乗合馬車の外、乗客の運送に專用する特種の車輛。

II 驛車及遞信省所屬の其他の車輛。

III 陸軍省、海軍省所屬砲車、二輪貨車、四輪貨車 (但共和國大統領は敕令を發して前號及本號の車輛に附すべき記號及車掌の用ゆべき徽章の件を規定せり)。

IV 耕作收穫物の運搬及開墾に專用する車輛。

4° 第 2 條第 1 項第 1 號、第 2 號、第 3 號、第 4 號及同條第 2 項第 1 號、第 2 號、第 3 號に違背したるものは 5 フラン以上 30 フラン以下の罰金に處す。

5° 第 2 條第 2 項第 4 號及第 5 號の規定に違背する者は 6 フラン以上 10 フラン以下の罰金及 1 日以上 3 日以内の拘留に處す、再犯の場合には 45 フラン以下の罰金及 5 日以内の禁錮に處す。

6° 第 2 條第 3 項を犯す者は 16 フラン以上 200 フラン以下の罰金及 6 日以上 10 日以内の禁錮に處す。

7° 第 3 條及第 2 條第 1 項第 4 號の實行に關し規定したる鑑札を有せずして公道を運行する車輛の所有者は 6 フラン以上 15 フラン以下、馭者は 1 フラン以上 5 フラン以下の科料に處す。

8° 不正又は虚偽の姓名又は住所を記せる鑑札を使用したる車輛の所有者又は馭者は 50 フラン以上 200 フラン以下の科料及 6 日以上 6 箇月以内の禁錮に處す、鑑札を剝脱されたる車輛に關し他人の姓名又は住所を詐稱する者亦同じ。

9° 馭者が怠慢により又は故意に道路或は其附屬物を毀損する時は 3 フラン乃至 50 フランの科料に處し且其復舊修理費を辨償せしむ。

10° 其原因の如何に關せず車掌又は馭者が犯罪取締に從事する官吏の制止に徒はず、或は法定上の検査を拒みたる時は 16 フラン乃至 100 フランの料料に處す。

11° 遠輕罪及輕罪取締に從事する官吏に對し侮辱又は暴行を加へたる場合は刑法第 3 編第 1 款第 3 章の條項を適用す。

12° 第 6 條、第 7 條、第 8 條の犯罪に關し、最初と最後との檢舉の間に 24 時間以上経過せる時は之を再犯として處罰す。同一通路に於ける第 6 條の數度の犯罪は重きに從ふて處斷す。

13° 本法により犯罪檢舉に關し技手、道路管理職員、修繕工夫其他土木局職員は、憲兵、狩獵監守、間接稅取締吏員、森林監守、稅關監吏、度量衡検査吏員及特許取締吏員と同一の職權を有す。町村長、助役、土木委員、土木局技師、憲兵士官及下士並に府縣の法規により道路修繕に關し道路監守の任を有する者も亦犯罪に關し告發することを得。又第 9 條の毀損を加へたる場合には國道及府縣道に關しては土木局技師、技手及其他の吏員、郡道に關しては道路管理職員は犯罪の調書を作り告發をなすことを得。

14° 第 4 條及第 6 條の犯罪は旅客の數、運轉の方法、車掌馭者の取締及制輪の方法を除く外其車輛の發着點に於て之を檢舉す。

15° 第 4 條及第 9 條の犯罪は、告發書を作りたる府縣の參事會に於て之を判決す。其他の犯罪は管轄裁判所の判決に附す。

2. 交通取締法施行令

1° 車軸は 1 米半を超過すべからず、轂より 6 纏以上突出すべからず、轂は車輪の外縁より 12 纏以上突出すべからず。但從來使用せる轂は尙 2 纏丈突出を増すことを得。

2° 車輪の釘打は必ず埋頭とすべし、新調の際と雖も 5 粒以上の突出を禁す。

3° 馬の數は次の制限を超ゆるを得ず。

(1) 貨物運搬用車輛は二輪車なる時は 5 頭、四輪車なる時は 8 頭より多く馬を用ゆべからず、但 5 頭以上を 1 列に置くべからず。

(2) 乗客用車輛は二輪車なれば 3 頭、四輪車なれば 6 頭より多く馬を用ゆべからず。

4° 石材機關車其他重き物品を運送する爲め制限外の馬數を使役せんとする者は、地方長官に出願し技師又は管理職員の調査を経て長官の許可を受くべし。

5° 第 3 條の規定は特別長き傾斜ある公道の一部分及郡道に適用せず、此の如き道路には府縣の技師長又は道路主事の稟中により府縣令の規定に従ひ知事は此處に補助馬匹を用ゆることを許可す、此の如き所には補助馬匹と記せる標杭を建設す、前顯の場所以外に於て道路の修繕、又は他の事故により一時補助馬匹を使用せんとする者は知事に出願して其許可を受くべし、郵便車は皆制限以外に補助馬匹を用ゆることを得。

6° 降雪又は凍氷の時には馬匹の數の制限に關する規定の執行を停止す。

7° 工部大臣は融雪期間運輸の制限をなす爲め國道、府縣道上に關門を設立し得べき府縣を指定す、府縣知事は又關門を設け得べき郡道を告示す、前關門は郡の技師又は道路主事の調査を経て郡長の命により其開閉をなす、但本規定は市町村長の請求により之を掲示す、門を閉鎖する時は在中の車輛は市町村より出づるを得ず、但進行中の車輛は尙次の驛まで進行を繼續して其關門の開扉を待つ事を得、此場合に進行を阻害せられざる爲め車輛の所有者又は車掌は市町村長より通行券を受くべし、關門の開閉は技術官又は道路管理職員の指定したるもの之をなす、本條に違反したる車輛は抑止し、馬は驛舎の庭内に留置し 1851 年 5 月 30 日法律の第 2 章第 4 條に照らし罰金に處し、第 9 條により費用を徵收す、但關門閉鎖期間と雖も次に記載のものは通行する事を得べし。

I 郵便車。

II 旅行を猶豫したる公企業者たる外人の車。

III 空車。

IV 鋪道に於ては荷物を積載せる車輛、但二輪車なれば 1 馬、四輪車なれば 2 馬より多くを使用すべからず。

V 碎石道に於ては荷物を積載せる車輛、但二輪車なれば 2 馬、四輪車なれば 4 馬より多くを使用すべからず。

8° 吊橋を渡る時馬を徐行せしむべし、馭者又は車夫は手綱又は鞆綱を控へ、車掌及郵便車の馭者は其席を守るべし、橋梁を通過する時馬を繫駕より脱すべからず、重量のものを積載せる車輛の通過は必要なる何等の制限を表示せざる吊橋に關し工部大臣若くは内務大臣は必要と認めたる規定を設くる事を得、非常の際急を要する時は市町村長又は知事に於て公安を維持するに必要な手段を講ずる事を得、吊橋の保護に關する規定は橋梁の出入兩端に掲示すべし。

9° 兩車相逢ふ時は右側に避け、次で道路の半部を自由通行に任すべし。

10° 公道上に妄に停車すべからず。

11° 乗客の運搬に従事せざる車輛の積載の幅員は 2 米半を超過すべからず、是より大なる特種の容積の物品を運ぶ時には知事の許可を得るを要す、1851 年 5 月 30 日の法律に依り農業に専用する車輛は本條の制限を受くる事なし。

12° 馬又は他の運搬用獸類の轆の幅員は最大の所に於て 90 糎を超過すべからず。

13° 多くの車輛が連行する時四輪と 1 馬とを有すれば 4 車に 1 個の割合にて、二輪と 1 馬とを有すれば 3 車に 1 個、又は車輛一が 1 馬以上を有すれば 2 車に 1 個の割合にて各制動機を設置すべし。但相隣れる制動機間の距離は 50 米を降るべからず。

14° 車夫又は馭者は常に馬匹又は乗用獸を監守し手綱を執るべし、四輪車なれば 4 車、二輪車なれば 3 車以上を 1 馬を以て御すべからず、1 馬以上を有する車には少なくとも 1 人の馭者を附すべし、但 4 馬を有する車に續行して馬を繫駕せる車輛は特別の馭者を要せず、本條及前條の規定を市町村に適用することに關しては地方の取締規則に於て之を規定す。

15° 單獨又は先導せる車輛は夜中燈火を點すべし、此規定は府縣又は市町村條例により農用車にも適用す。

16° 車の所有者は車舛の左側前部に於て、高さ 5 厘より大にして明瞭に読み得べき字を以て其管轄府縣郡市町村の名及所有主の姓名を記入せる金屬鋳製鑑札を打ち付け置くべし、但し 1851 年 5 月 30 日の法律に依り次の者は此限にあらず。

I 乗客に専用する車輛、但郵便の公用に服せざるもの。

II 遞信省所屬の郵便車及其他の車輛。

III 砲車及陸海軍兩省用車輛、但共和國大統領は其教令を發して第 2 號及第 3 號の車輛及其馭者の制限及徽章を規定せり。

IV 耕作用及農業一途に用ゆる車輛。

17° 乗合馬車營業者は馭者臺に其住所、定員、格納所、發着の場所、日時等を表示すべし。但しセーヌ縣にては警視總監、其他の諸縣にては長官又は次官の認許を受くべし、其車輛の改造變更も亦同じ。

18° 前條第 1 項及第 2 項の認許をなす時は、長官又は次官は直に車舛検査をなし、第 19 條乃至第 29 條の規定に適するや否、又は危険を起すべき構造上の缺點なきや否やを調査す、知事又は次官は必要と認むれば何時にても検査官を任命し警部を立會せしめ車舛検査をなすことを得、營業者が行政廳の處分に疑議ある時は別の検査員の指名をなすの權能を有す、車舛検査は製造所に於て之をなす、其費用は製造者の負擔とす、知事は検査官の調査復命書を閱覽し裁可を與ふ、知事の認可を得ずして車輛を運轉すべからず。

19° 知事が前條の認許を與ふる時は認許狀の寫を添へ之を司稅官に通知す、又登記所は此認許狀により 1817 年 3 月 25 日の法律第 117 條により之を登録す。

20° 營業用車輛の車轍の幅員は車輪の輦の中心に於て 1.65 米なるべし、但四輪車にありては前車の轍の幅員を 1.55 米に減ずることを得、山地に於ては營業者は知事の認許を得て前項に規定したるよりも小なる幅員のものを使用することを得、但少なくとも其地方に慣用せる車輛の轍と同一なるを要す。

21° 四輪車の 2 車輛間の距離は少なくとも車舛の全長の半に等しかるべし、但 1.55 米を降るべからず。

22° 地面より車舛の頂上までの高さは四輪車なれば 3 米、二輪車なれば 2.60 米とす、但

前者の接釣が 1.15 米の半圓を有するならば四輪車には尙 10 糎の増加を許容す、第 20 條第 3 項により車輻の幅車軀の高さの $\frac{3}{4}$ となる迄減することを得、但高さは第 17 條の車輛検査の時之を測定し、車中見易き所に之を表示すべし、車蓋は横木以上に突出せしむべからず、尙車蓋以外に物體を定着する事を禁ず。

23° 營業車の房室は次の條件に適合する事を要す。

I 座席の平均幅は 48 糎。

II 座席間の距離 45 糎。

III 車輛の前後の座席間の距離 35 糎。

IV 幕の高さは車輛の底より 1.40 米。

V 座席の高さは 40 糎。

VI 20 斤以下を往復せず、且座席 3 箇所以内を有する車輛の座席の平均幅は 40 糎に減する事を得。

24° 車蓋上に車掌専用の座席と 2 個の旅客用座席を設く、但車掌が馭者の位置にある時は 3 旅客の爲めの設備とする事を得、此座席の高さは 30 糎以内とし、又被物をなすべからず、荷物は此座席に置くべからず。

25° 車輪の前部及内部の各側には出入口を設け、馬車の後座には後方に開く戸を附するを要す、出入口には各踏臺を設くべし。

26° 乗合車の車軸は良質の鍊鐵を以て作り、兩端を固定し轂を跨りて 4 個の圓頭大釘を以て固着せる油壺を備へ又は工部大臣の認可したる設備なるを要す。

27° 乗合車の後輪に制動器を具備し、制動器は鎖を以て車掌の制馭し得る様の裝置なるを要す、但平地に専用するものは制動器を省く事を得。

28° 夜間は車の前部及右側に反射器を有する燈具に點火すべし。

29° 車輛には其外部見易き場所に、官廳の檢印證及營業者の住所姓名並びに客室の數を表示すべし。

30° 車室の内部には座席の數、發着地間賃錢表を掲示すべし、營業者は前條により定員以上の旅客を乗すべからず。

31° 旅客の數及賃錢は、營業者より町村長に届出で承認を受くべし、荷物に關しても亦同じ。

32° 車掌は出發地に於て受領したる乗車證に旅客及荷物に關し相當の記入をなすを要す。

33° 2 列以上馬を附する時は馭者は前列の馬の口取をなすべし。

34° 馭者は如何なる辭柄を以てするも、其乗馭する馬より降り或は座席を去るべからず。市又は町村を通過する時は其地の規定に服従すべし、停車したる時と雖も繫鞆の用務以外に

ては馭者は其車輛の傍を去るべからず。馭者又は車掌が其坐席に就くに先だち豫め室の扉が閉鎖されあるや否を檢查すべし。

35° 本令第 9 條に反し車掌又は馭者が乗合車に對し道路の半部を避讓せざる時は處罰す此種犯則は現場に於て共和國區裁判所檢事に告發し檢事は之を起訴す。

36° 郵便車に關しては營業者は警視總監、知事又は郡長に其立場及馬繫所の位置を届出づべし、驛傳を新設せらるゝ時亦同じ。

37° 傳馬所長又は其掛員は車輛の發着毎に監視の爲め現場に出頭し、馭者の亂醉に對し其責に任ずる者とす、旅客の安全及愉快に關する傳馬所の整理の監視に就ては、巴里に於ては警視總監、府縣に於ては市町村長之に任ず。

38° 居住地の市町村長の身分證明書を有し、性質善良にして車輛取扱の知能を有し 16 歳以上ならざれば車掌又は馭者たることを得ず。

39° 發着地及傳馬所には市町村長の交付したる申告簿を備へ、車掌又は馭者に對し旅客は其待遇の不親切を記入することを得、本申告簿は旅客の請求により發着所主任又は傳馬所主任より之を提供す、郵便事務に關して郵便局長亦同様の處理をなす。

40° 前條の規定は官廳及公衆の信書運搬に專用する郵便車に之を適用せず、積荷の形狀寸法及繫駕制馭の方法は特別の法令の規定に依る、單に信書を運搬する營業用車輛は之を郵便車と認めず。

41° 隣邦に交通し又は國境に於て使用する車輛は、上記の規定に従ふ外、堅固の構造なるを要す。

42° 第 16 條乃至第 38 條は發着地又は傳馬所に掲示すべし、但第 28 條乃至第 38 條は車内に之を掲示すべし。

43° 頸輪の突出に關する第 12 條の規定の實施は本令發布の日より 2 箇年以内之を猶豫す。

44° 第 11 條乃至第 42 條の規定が地方警察規則に反する時は本令の規定に従ふ。

45° 1816 年 12 月 23 日、1828 年 6 月 16 日の法令は之を廢止す。

46° 工部大臣、内務大臣及大藏大臣は各其所管事務に就き本令施行上の責に任ず。

(完)